

○ひろしま地産地消推進県民条例

平成二十三年三月十四日条例第二十四号

ひろしま地産地消推進県民条例をここに公布する。

ひろしま地産地消推進県民条例

我が国の農林水産業は、古くから県民生活に欠かせない食料の供給に加え、その生産活動を通じて国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、生活文化の継承など、多面にわたる機能を発揮し、国民の暮らしを支えとともに地域の活力を生み出してきた。

しかし、近年における経済の国際化の進行や流通の発達、日々の食生活と地域の農林水産業とのかい離や、食料自給率の低下、地域農業の低迷などを生じさせたばかりでなく、地域社会への関心の低下や、地域コミュニティの崩壊をもたらしつつある。

このような中で、地域で生産された農林水産物等を地域で消費する地産地消の取組には、地域と食の関わりを見つめ直し、県内生産者と消費者の結びつきを深めることを通じて、県内農林水産物等の需要の増加、安全・安心な食料の供給、地域間の交流人口の増加などをもたらす効果が見込まれる。

このことは、県内の食料自給率の向上や耕作放棄地の解消など、地域の農業を元気にするとともに、豊かな自然環境の保全、地域における伝統文化の継承、地域社会の活性化などにもつながるものである。

また、地産地消を中心とした食育との連携には、郷土を愛する心を育み、家族とのきずなを深める上での効果も期待されることである。

本県は、農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能を再認識するとともに、県内農林水産物等が県内で流通し、消費されることで、県内農林水産物等に対する理解と愛着を深め、健全な食生活や地域の活性化を促進し、ひいては、県民の郷土愛等を育むような取組を「ひろしま地産地消」と位置付け、その推進を図ることを決意するものである。

ここに、地産地消の推進に必要な事項を定め、県、市町、生産者、事業者及び県民が一体となって取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、地産地消の推進に関する基本理念を定め、県の責務並びに生産者、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関し基本となる事項を定めることにより、本県における農林水産業の持続的な発展並びに県民の豊かな食生活の実現及び地域の伝統的な食文化の継承を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地産地消 県内農林水産物等を県内で消費することをいう。
- 二 県内農林水産物等 県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品をいう。
- 三 生産者 県内で、農林水産物を生産する者及びその組織する団体をいう。
- 四 事業者 次のいずれかに該当する事業者及びそれらの事業者の組織する団体をいう。
 - イ 県内で、農林水産物の流通又は飲食としての提供を行う事業者
 - ロ 県内で、農林水産物を利用した製品の製造、流通又は飲食としての提供を行う事業者

(基本理念)

第三条 地産地消の推進は、県、市町、生産者、事業者及び県民が相互に連携し、農林水産業の取組及び県内農林水産物等の情報を共有することを通じて、信頼関係を構築し、互いの立場を理解し、及び協力しながら行うものとする。

- 2 地産地消の推進は、安全で安心な県内農林水産物等の県民への安定的な供給を基本として行うものとする。
- 3 地産地消の推進は、県民の豊かな食生活の維持向上並びに地域の伝統的な食文化の継承及び発展に資するよう行うものとする。
- 4 地産地消の推進は、市町、生産者、事業者及び県民の自発的な取組を尊重しながら行うものとする。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、地産地消を促進するよう、関連する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市町への支援)

第五条 県は、市町が実施する地産地消の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第六条 生産者は、基本理念にのっとり、より安全で安心な農林水産物の生産に係る自らの責任を自覚するとともに、消費者の求める質の高い農林水産物の生産に努めるものとする。

2 生産者は、農林水産物の品質等に関する情報を提供するとともに、県、市町、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、県内農林水産物等を優先的に取り扱い、又は使用するよう努めるものとする。

2 事業者は、地産地消の推進のため、県又は市町が実施する取組に協力するとともに、生産者及び県民と連携した取組を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、農林水産業が果たす多面にわたる機能と県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、県内農林水産物等を優先して消費するよう努めるものとする。

2 県民は、より安全で安心な農林水産物を生産する生産者の取組を尊重するとともに、県、市町、生産者及び事業者と連携し、かつ、協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとする。

(広島県地産地消促進計画)

第九条 県は、地産地消の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第四十一条第一項の規定に基づき、広島県地産地消促進計画(以下「促進計画」という。)を作成するものとする。

2 県は、促進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(地産地消に関する啓発活動)

第十条 県は、地産地消に対する県民の関心及び理解を深めるとともに、生産者、事業者及び県民が地産地消に関する情報を共有し、及び相互理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(県の施設等における県内農林水産物等の優先使用)

第十一条 県は、県が設置する公の施設又は県が主催する行事等において、農林水産物又はこれらを加工した食品の提供を行うときは、県内農林水産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

(食育との連携)

第十二条 県は、地産地消の推進に当たっては、市町、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、食育推進運動との連携を図るよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第十三条 知事は、地産地消の促進に関する施策の実施状況について、毎年公表するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、地産地消の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携)

第十五条 県は、地産地消に係る多様な主体が相互に連携を図ることにより、地産地消を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。